

第23回北海道ユース(U-15)サッカー選手権大会 兼 高円宮杯第23回全日本ユース(U-15)サッカー選手権大会北海道大会 開催要項

- 1 主 旨 財団法人日本サッカー協会は、日本サッカー界の将来を担うユース(15歳以下)の少年達のサッカー技術の向上と健全な心身の育成を図ることを目的とし、第3種年代の加盟チーム全てが参加できる大会として、本大会を実施する。この主旨を受けて、財団法人北海道サッカー協会として本大会を開催する。
- 2 名 称 第23回北海道ユース(U-15)サッカー選手権大会
兼 高円宮杯第23回全日本ユース(U-15)サッカー選手権北海道大会
- 3 主 催 財団法人 北海道サッカー協会
- 4 主 管 札幌地区サッカー協会
- 5 後 援 北海道教育委員会、財団法人北海道体育協会、財団法人北海道中学校体育連盟、札幌市
- 6 協 賛 株式会社 モルテン
- 7 期 日 平成23年10月8日(土)、9日(日)、10日(月・祝)、15日(土)、16日(日)、29日(土)
- 8 会 場 札幌サッカーアミューズメントパーク、東雁来公園サッカー場(東・西)、厚別公園競技場(メイン・サブ) 他
- 9 参 加 資 格 (1) (財)日本サッカー協会に平成23年5月31日までに第3種または女子登録した加盟チームもしくは準加盟チームであること。
(2) ① 上記(1)のチームに平成23年5月31日までに登録された選手であること。
また、以下のア、イについては、地区サッカー協会の第3種委員長および(財)北海道サッカー協会第3種委員長が別途了承した場合に限り大会参加を認める。
ア 追加登録(一家転住などやむを得ない理由によるもの)
イ 5月31日以降での新規登録(1年生や他部からの移籍を含む)
② (財)日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一クラブ内のチーム間であれば移籍手続きを行うことなく本大会に参加させることができる。なお、対象となる選手の年齢は第4種年代のみとし、同一クラブ内の第4種複数のチームから選手を参加させることも可能とする。第3種およびそれ以上の年代の選手は適用対象外とする。
③ 中学校体育連盟加盟チームは、その中学校に在籍し、かつ、(財)日本サッカー協会の女子加盟チーム選手を移籍手続きを行うことなく、本大会に参加させることができる。ただし、登録している女子加盟チームが本大会に参加している場合を除く。
④ 選手数が不足している同種別の複数チームによる「合同チーム」の大会参加については、次の条件を満たしている場合においてのみ認めることとする。但し、11名以上の選手を有するチーム同士の合同は不可とする。
ア 合同するチームおよびその選手は、それぞれ(1)および(2)の①を満たしていること。
イ 極端な勝利至上主義を目的とする合同ではないこと。
ウ 大会参加の申込手続きは、それぞれのチーム代表者が協議の上、代表チームが行う。
エ 合同チームとしての参加を地区サッカー協会の3種委員長および(財)北海道サッカー協会3種委員長が別途了承すること。
⑤ 中学校のチームで中体連に出場した選手は、移籍後はクラブの選手として本大会には出場できないものとする。
(3) 予選から本大会に至るまでに、同一選手が異なるチームへ移籍後、再び同一大会に参加する事はできない。
- 10 参加チーム 参加チームは22チームとする。
及びその数 (道カブスリーグU-15:1部リーグ2位～6位の5チーム及び2部リーグの6チーム、各ブロック代表:10チーム)
- 11 競 技 方 法 (1) 22チームによるノックアウト方式で行い、優勝以下5位までを決定する。

- (2) 試合時間は70分(35分ハーフ)とし、ハーフタイムのインターバル(前半終了から後半開始まで)は原則として10分とする。準々決勝以降の試合時間は80分(40分ハーフ)とし、ハーフタイムのインターバル(前半終了から後半開始まで)は原則として10分とする。
- (3) 勝敗の決しない場合は、ペナルティキック方式により次回戦に進出するチームを決定する。準々決勝以降において勝敗が決しない場合は20分(10分ハーフ)の延長戦を行い、なお決しない場合は、ペナルティキック方式により次回戦に進出するチーム(決勝においては優勝)を決定する。

12 競技規則 (財)日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則」による。但し、以下の項目については本大会規定を定める。

- (1) 大会参加申込をした最大25名の選手のうち、試合ごとの登録選手は最大20名とする。
- (2) 交代に関しては、競技開始前に登録した最大9名の交代要員の中から9名までの交代が認められる。
- (3) ベンチ入りできる人員は14名(チーム役員5名、選手9名)を上限とする。
- (4) 本大会において退場を命じられた選手は、次の1試合に出場できず、それ以降の処置については本大会の規律・フェアプレー委員会において決定する。
- (5) 本大会期間中に警告を2回受けた選手は、次の1試合に出場できない。

13 参加料 21,000円(税込)

14 参加申込 参加チームは、以下の手続きを期日までに完了すること。

- (1) 参加申込書・プライバシーポリシー同意書の提出
所定の用紙をEメールで申込先A宛に提出する。
*申込を受けた地区協会はKickoffにて登録状況を確認し、申込先BおよびC宛に申込書データを提出すること。Bへはプライバシーポリシー同意書も提出すること。
- (2) 大会参加料の納入 申込締切日までに下記指定口座に納入する。
- (3) 親権者同意書の提出 郵送で申込先B宛に送付する。
- (4) 参加申込締切 平成23年9月21日(水) 17:00
- (5) 参加申込し得る人員は、1チームあたり30名(チーム役員5名、選手25名)を上限とする。

【申込先】

A : 所属地区サッカー協会

B : (財)北海道サッカー協会
〒062-0912 札幌市豊平区水車町5丁目5-41
北海道フットボールセンター内
TEL 011-825-1100 FAX 011-825-1101

C : 札幌地区サッカー協会
〒064-0931 札幌市中央区中島公園1-5
札幌中島体育センター内
TEL・FAX 011-531-7553
e-mail taikai-sfa@sfa-rc.net

【参加料納入口座】

銀行名 北洋銀行 東屯田支店
口座名 札幌地区サッカー協会
理事長 福井 浩史(フクイヒロシ)
口座番号 普)3535541

15 組合せ 平成23年9月26日(月)(財)北海道サッカー協会において抽選決定する。

北海道カブスリーグU-15参加チーム(1部、2部A・B上位3チーム、計12チーム)はシードする。

- 16 帯同審判員 (1) 出場チームは(財)日本サッカー協会認定審判員(2級以上)を帯同させること。帯同する審判員の氏名、資格等を参加申込書に記載すること。
- (2) 帯同審判員は、大会期間中審判業務にあたらせるものとする。(監督が帯同審判員を兼ねることはできない)

(3) 帯同できない場合は、不帯同料として15,750円(税込)を大会参加料と同時に納入すること。

17 ユニフォーム

- (1) ユニフォーム(シャツ・ショーツ・ストッキング)は正の他に、副として正と色の異なるユニフォームを参加申込の際に記載し、各試合に必ず携行すること(FP・GK用共)。
- (2) 審判(黒色)と同一または類似したシャツを試合において着用することはできない。(財)日本サッカー協会「ユニフォーム規程」を遵守すること。
- (3) ユニフォームの色・背番号の参加申込以降の変更は認めない。
- (4) シャツの前面・背面に選手登録用紙に記載された選手固有の番号を付けること。
- (5) その他の事項については(財)日本サッカー協会ユニフォーム規定による。

18 監督会議

期日 平成23年10月7日(金) 時間 19:00

場所 中島体育センター 札幌市中央区中島公園1-5

19 開会式

監督会議と兼ねる。

20 閉会式

決勝戦終了後会場で行う。

21 その他

- (1) 出場チームは選手証(写真貼付)もしくは仮選手証(北海道サッカー協会の印が捺印されているもの)を必ず持参すること。不携帯の場合は当該試合への出場を認めない。選手証は、試合前にエントリー用紙と同時に大会本部に提出すること。
- (2) 優勝以下第3位までのチームに表彰状を授与する。
- (3) 北海道カブスリーグU-15(1部リーグ)の優勝チームを含む上位3チームには高円宮杯第23回全日本ユース(U-15)サッカー選手権大会への出場を義務付ける。代表順位は本大会の順位とする。
- (4) 本大会において規律・フェアプレー委員会を組織し、委員長は第3種委員長が兼任する。委員の人選については委員長に一任する。
- (5) 大会規定に違反し、その他不都合な行為の発生した場合は、そのチームの本大会への出場を停止する。
- (6) 大会要項に規定されていない事項については第3種委員会において協議の上、決定する。大会期間中の負傷及び事故の責任は、当該チームが負うこととする。また、医師及び救急用品の準備は各チームの責任において行う。
- (7) 大会参加にあたっては、各チームは大会参加前にスポーツ傷害保険等の加入手続きを済ませること。

例 (財)スポーツ安全協会北海道支部 tel011-820-1709

- (8) 荒天・震災・雷等、不測の事態が発生した場合は本大会実運営委員会(主管地区協会理事長、競技委員長、審判委員長等で構成)において協議の上、対処する。中断・中止・延期することがあることを留意のこと。

以上